

令和2年度

# 学校いじめ防止 基本方針

# 川崎市立宿河原小学校

## 川崎市立宿河原小学校いじめ防止基本方針

### 1 令和2年度 学校経営計画

#### (1) 学校教育目標

知・徳・体のバランスのとれた 人間性豊かな宿小の子の育成

#### (2) 知・徳・体の目標

- 1 自ら学び続ける子
- 2 思いやりのある子
- 3 心も体も強い子

#### (3) 学校経営方針

- 人権尊重の精神を基盤として、感性と知性に富み、心身ともに健やかで人間性豊かな児童を育てる。
- 「確かな学力」の育成に向けて、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、体験的な学習、問題解決的な学習を通して思考力・判断力・表現力を養う。
- 他社に対する意識をもち TPO を意識した言動のできる児童を育てる。
- 学校教育の具現化に向け、家庭・地域との連携を図り、特色ある教育、特色ある学校づくりを進める。

#### (4) めざす子ども像

- 1 学ぶことの意義と喜びを理解し、主体的・対話的に学習に取り組む子
- 2 豊かな感動体験を通して、人・自然・社会に積極的にかかわりを持つ子
- 3 体力の向上と健康の増進に努めるとともに、安全を意識して生活を送る子

#### (5) 今年度の重点目標と具体的な取り組み

##### ①基礎・基本の確実な定着と確かな学力の形成

- ・読書の習慣をつける。
- ・音読・漢字・計算等の基礎学力の習熟、定着を図る。
- ・学習習慣の確立

##### ②主体的・対話的な授業を行う。

- ・児童の好奇心をくすぐるような発問等を工夫する。
- ・ペアトーク（相談タイム）を取り入れる。
- ・児童の意見には、児童が反応し、つなげていく学習を展開する。
- ・教師にではなく、友だちに向かって話すようにする。
- ・児童一人一人における思考過程の個性を尊重する。

##### ③校内研究会の充実

- ・国語を中心に授業を公開する。
- ・話す・聞くを中心に置き、思考力・判断力・表現力の育成をめざす。
- ・言語活動の充実を図る

##### ④心豊かな子どもの育成（人権尊重教育を含む）

- ・いじめ防止等の対策を推進し、いじめを未然に防ぐ。
- ・キャリア在り方生き方教育の実践を充実させる。
- ・「学ぶこと」、「働くこと」、「生きること」とつなげる実践の場として、仕事体験の推進を図る。

- ・ 道徳の時間の充実を図るため、適切な資料の選択と指導法の研究に努める。
- ・ 生命を尊重する態度を育てる（共生＊共育、道徳）

#### ⑤特別支援教育・教育相談の充実

- ・ 児童支援コーディネーターを中心に指導体制を充実させる。
- ・ 特別に支援が必要な児童に対する支援方法の研修に努め、適切な支援方法を見出し、行う。
- ・ 保護者・児童からの相談に適切に対応する。
- ・ 関係機関と連携し、相談にあたる。

#### ⑥健やかな体の育成

- ・ 運動に親しむ意欲を育てる体育学習や体力づくりの取組の充実を図る。
- ・ 給食・食の指導の充実を図る。
- ・ 病気やけが防止の指導の充実を図る。

#### ⑦学校安全体制の強化

- ・ 学校事故を未然に防ぐため、指導を充実させ、環境を整える。
- ・ 学校安全推進会議の充実を図る。

#### ⑧開かれた学校づくり

- ・ 学校関係者評価委員会の意見を聞き、改善を行う。
- ・ 地域環境や人材を生かした教育活動を行う。
- ・ 幼保小中連携を密にして、交流を図る。

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

## ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

## ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動の実践

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

## ④ 児童の自浄力を育てる

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

## (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

### ① 日常のきめ細やかな観察

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

### ② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

### ③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

### ① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

### ② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

## ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

## ② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

## ③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

## ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

## ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

校長、教頭、総括教諭（村上）（坂井）教務主任（坂井）、  
学年主任（道政）（大萱生）（飯田）（山根）（水谷）（村上）、児童生徒指導担当（岡野）、  
特別支援コーディネーター（岡野）  
教育相談担当（岡野）、養護教諭（田中）、スクールソーシャルワーカー

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（岡野）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（森）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務会・児童支援部会）

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）  
1年・・・・・・・・・・・・・・・・（森）      2年・・・・・・・・・・・・・・・・（佐藤か）  
3年・・・・・・・・・・・・・・・・（井城）      4年・・・・・・・・・・・・・・・・（山本）  
5年・・・・・・・・・・・・・・・・（玉野）      6年・・・・・・・・・・・・・・・・（村岡）  
特別支援級・・・・・・・・・・（佐山）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡野）

### 【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（岡本）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（大谷）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（佐藤と）

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（坂井）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

## 7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等について</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組について</li> <li>・家庭確認の実施 ・教育相談日の設定および個人面談の実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>・学校生活・いじめアンケート集約について</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→ こども相談 効果測定の実施、校内研修：7月～8月、</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析学校生活・いじめアンケートの実施、</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定 ・個人面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・学校生活・いじめアンケートの集約</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめ 後期の具体的な取組の確認 ・教育相談日の設定</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談日の設定</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定 (学校評価とリンク)</li> <li>・学校生活・いじめアンケートの実施 ・児童アンケートの実施と集約・分析</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活・いじめアンケートの集約・分析</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定 ・個人面談の実施</li> <li>・いじめ防止標語の募集</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・教育相談日の設定</li> <li>【学校体制ふりかえり月間】の取組</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> <li>・教育相談日の設定</li> </ul>

## 8 本校のいじめ防止に向けた取組

本校においては、児童が自己有用感をもち、安心してすごせる学級風土や授業づくりと授業改善の取組として、次の(1)～(4)の4つの柱で取り組む。

- (1)思考力・判断力・表現力を養うため、言語活動の充実を図る。その手段として、「聴いて 考えて つなげる」学習を推進する。その具体策として、「やさしい話し方・あたたかい聴き方」を教室に掲示し、くりかえし指導にあたる。
- (2)学び合い、認め合う授業を行う。「まちがっても いいんだ」から「まちがうことが 大切だ」へ。  
また、一部教科担任制、T T、専科教員による学年担任制を行い、一人の子を複数の目で観る学校・学年協力体制をとる。

### ◎教科・領域・総合的な学習における取組として

- ・共生教育、道徳の取組
  - ・1年 幼保小交流（生活科「ようこそ 宿小へ」）・昔遊び集会（生活科 地域交流）
  - ・2年 町探検（生活科 地域交流）・キラキラ☆ランド（生活科 異学年交流）
  - ・3年 地域の名産（梨）（総合的な学習 地域交流）
  - ・4年 C A P
  - ・5年 自然教室
  - ・6年 職業体験（総合的な学習 地域交流・修学旅行）
- (3)「心を豊かに・読書は学力」読書活動を充実させる。（朝読書・読み聞かせ）
  - (4)児童が主体となった活動を行い、「えがお やさしさ がんばる力」の実践をする。

### ◎児童の自主的な取組として

#### ①児童の主体性をいかした企画・運営

- 集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
  - ・「宿小子どもサミット」の開催と継続
  - ・各委員会による全校集会の実施
    - 音楽委員会・・・宿小ミュージックタイム
    - 集会委員会・・・ゲーム集会
    - 福祉委員会・・・ありがとう集会 等
- 自主的なあいさつ運動やクリーン活動
  - ・あいさつ運動（宿小ハロープロジェクト）の継続
  - ・落ち葉拾い（11～12月）

#### ②交流活動の活性化

- 縦割り活動
  - ・異学年交流集会（1～6年縦割り班・ペア学年1・6年、2・4年、3・5年）
- 委員会活動
  - ・園芸飼育委員会・給食委員会・・・大根の栽培、自校献立給食



○幼保小中連携活動（ふれあいフェスタでの交流）

- ・ふれあいフェスタ
- ・小中交流（授業参観）
- ・幼保小交流

○町内会・子ども会など地域行事での交流活動

- ・管楽器クラブによる演奏（さくら祭り等）
- ・地域教育会議
- ・相撲大会、
- ・はねつき大会

③啓発活動

○いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

- ・いじめ防止標語コンクールへの応募に向け、全校児童が標語づくりの実施を通して、意識化を図る。
- ・いじめ防止に関心を持ち、いじめのない学校づくりにむけ学級会などで話し合いをしている。

教職員の取組として・・・

職員は、次のことを実施し、いじめの防止に努める。

- ① 職員会議や朝の打ち合わせ、児童支援部会（A部会）での情報交換の開催。
- ② 「ほう れん そう」（報告・連絡・相談）の徹底と学校全体での組織的対策を図る。
- ③ 教育ボランティア等をクラスに配置し、いつも大人の目が子どもたちを見守る体制づくり。
- ④ 教職員だけでなく、保護者並びに地域の方々にもいじめ防止の主旨や取組を周知し、理解を図る。

保護者の取組（PTA活動）

と

地域住民の取組

- ① CAPの取り組み
- ② 校外学習に安全指導を兼ねて参加し、子どもたちの様子を見守る。
- ③ 登下校の安全指導を兼ねた地域における子どもの見守り活動の実施。
- ④ ゲストティーチャーとして授業に参加するとともに、子どもたちの様子を見守る。